

## 変動型最低制限価格制度の試行導入について

### 1 概要

本市発注の土木工事を巡る官製談合防止法違反等事件を受け、変動型の最低制限価格制度を試行導入するもの。

### 2 対象案件

本市（市長、公営企業管理者、病院事業管理者）が一般競争入札又は指名競争入札により発注する建設工事のうち、最低制限価格を設定するもの。

### 3 最低制限価格の算出方法

最低制限価格基準額（千円単位） < 現行の最低制限価格 >	×	ランダム係数	=	最低制限価格（円単位） < 改正後の最低制限価格 >
----------------------------------	---	--------	---	-------------------------------

- ・「最低制限価格基準額」とは、最低制限価格算出の基礎となる金額で、現行の最低制限価格。
- ・「ランダム係数」とは、下表の21通りの数値で、入札者が入力する3桁の「くじ番号」等により、開札直前に電子入札システム内で決定。
- ・「くじ番号」等の総和を「21」で除した「余り」により、「ランダム係数」を確定する。

余り	ランダム 係数								
0	0.9990	5	0.9995	10	1.0000	15	1.0005	20	1.0010
1	0.9991	6	0.9996	11	1.0001	16	1.0006		
2	0.9992	7	0.9997	12	1.0002	17	1.0007		
3	0.9993	8	0.9998	13	1.0003	18	1.0008		
4	0.9994	9	0.9999	14	1.0004	19	1.0009		

例) 総和が【2586】の場合  
 $2586 \div 21 = 123$  「余り3」  
 「余り3」⇒ランダム係数「0.9993」

### 4 導入時期

令和4年度より1年間試行導入し、入札結果等を検証の上、本格導入を目指す。